「8　長期前払費用　　××××
9　前払年金費用　　××××
10　繰延税金資産　　××××
11　その他投資　　××××
12　貸倒引当金（貸方）　　××××」に

改める。

様式第一の資産の部1(3)備考中「長期前払費用」の下に「、前払年金費用」を加える。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行し、同条の規定による改正後のガス事業会計規則の規定は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

告　示

○外務省告示第三十三号

日本国政府は、昭和五十五年十月二十五日にハーグで作成された「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」の受諾書を平成二十六年一月二十四日にオランダ王国外務省に寄託した。

よって、同条約は、その第十三条第二項1の規定に従い、平成二十六年四月一日に日本国について効力を生ずる。

なお、日本国政府は、同条約の受諾書を寄託する際に、同条約の第四十二条の規定に基づき、第二十四条及び第二十六条第三項に規定する留保の双方を付した。

同条約の締約国は、平成二十六年一月二十日現在、次のとおりである。

アルバニア共和国、アンドラ公国、アルゼンチン共和国、アルメニア共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、バハマ国、ベラルーシ共和国、ベルギー王国、ベリーズ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル連邦共和国、ブルガリア共和国、ブルキナファソ、カナダ、チリ共和国、中華人民共和国（香港特別行政区及びマカオ特別行政区のみ）、コロンビア共和国、コスタリカ共和国、クロアチア共和国、キプロス共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドミニカ共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、エストニア共和国、フィジー共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、ガボン共和国、グルジア、ドイツ連邦共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、ギニア共和国、ホンジュラス共和国、ハンガリー、アイスランド共和国、アイルランド、イスラエル国、イタリア共和国、カザフスタン共和国、大韓民国、ラトビア共和国、レソト王国、リトアニア共和国、ルクセンブルク大公国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ共和国、モーリシャス共和国、メキシコ合衆国、モルドバ共和国、モナコ公国、モンテネグロ、モロッコ王国、オランダ王国、ニュージーランド、ニカラグア共和国、ノルウェー王国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、ペルー共和国、スロベニア共和国、ポルトガル共和国、ルーマニア、ロシア連邦、セントクリストファー・ネーヴィス連邦、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、サンマリノ共和国、セルビア共和国、セーシェル共和国、シンガポール共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ民主社会主義共和国、スウェーデン王国、スイス連邦、タイ王国、トリニダード・トバゴ共和国、トルコ共和国、トルクメニスタン、ウクライナ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、ウルグアイ東方共和国、ウズベキスタン共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ジンバブエ共和国

平成二十六年一月二十九日　　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三十四号

平成二十四年六月七日にバグダッドで署名された投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換は、平成二十六年一月二十六日にバグダッドで行われた。よって、同協定は、その第二十六条1の規定に従い、平成二十六年二月二十五日に効力を生ずる。

平成二十六年一月二十九日　　外務大臣　岸田　文雄

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第９９号

埼玉県さいたま市岩槻区南平野３丁目23－６
債務者　諸橋　英幸

1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　　理
4　破産債権の届出期間　平成26年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２２号

東京都世田谷区弦巻４丁目20－１－102
債務者　福田　美恵

1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　義孝
4　破産債権の届出期間　平成26年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月13日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２号

東京都葛飾区東金町５丁目22－４
債務者　山崎　健生

1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籔本　義之
4　破産債権の届出期間　平成26年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１号

東京都港区芝５－18－１－531、住民票上の住所東京都大田区大森西３丁目11－26－606
債務者　須藤　　拓

1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢部　陽一
4　破産債権の届出期間　平成26年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７号

東京都江戸川区東葛西６丁目24－16－201
債務者　吉田　　勉

1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　洋志
4　破産債権の届出期間　平成26年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７号

東京都武蔵村山市三ツ木５丁目31－15
債務者　熊谷　秀樹

1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保内浩嗣
4　破産債権の届出期間　平成26年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３６号

東京都練馬区貫井２丁目32－13　第一小野ビル302
債務者　永江　榮三

1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　康成
4　破産債権の届出期間　平成26年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
東京地方裁判所民事第20部